

愛媛県教育委員会 3月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 3月24日（木）午後 3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 三好伊佐夫

指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司

教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会 3月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴を願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いをいたします。

始めに、委員の皆さんに提案をさせていただきます。本日の議案のうち、議案第20号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命につきましては、人事案件でありますことから、審議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行につきまして御意見をいただきたいと思えます。配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の途中で公開案件に入ることになりまして、その都度傍聴人に入退室していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 2月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、まず2月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
続きまして教育長報告に移りたいと思います。

(3) 教育長報告

○平成28年2月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) まず、平成28年2月定例県議会質問及び答弁要旨につきまして、事務局から報告を願います。

(副教育長) それでは、2月定例県議会の質問及び答弁要旨について説明をさせていただきます。2月24日から3月18日の間におきまして、2月定例県議会が開催されましたので、その質疑の概要等につきまして御報告をいたします。

まず、本会議の状況でございますけれども、教育委員会の関係は、7名の議員から15件の質問がございました。まず、代表質問でございますが、横田議員から、18歳からの政治参加について、高校生の政治参加をどう受け止め、正しく政治に向き合う人間を育てるためどう対応していくのかとの御質問がございました。これに対しまして、今回の選挙権年齢の引下げは、高校生が今後政治にしっかり向き合うための好機であり、公正かつ中立な立場で生徒を指導することに留意しながら、国家・社会の形成に主体的に参画することのできる生徒の育成に努めていく必要があると認識している。今後は、まだ社会経験が浅い高校生が決して選挙違反等に関わることがないように、公職選挙法の遵守を徹底させるリーフレットの作成・配布を通じて未然防止に努め、より実践的な模擬選挙等の体験活動を参議院議員選挙までに実施するとともに、モデル校における主権者教育プログラムの開発、その成果の普及、実践事例集の作成配布や、総合教育センターでの教員研修の充実等を図り、教員が自信を持って主権者教育に取り組めるよう支援していきたい旨、教育長から答弁をいたしました。

次に、一般質問でございますが、黒川議員から障害児教育の充実に関して、新居浜特別支援学校の教育環境の充実、特別支援学校卒業生の就労支援の取組についての御質問、古川議員から、観光振興と台湾との交流に関しまして、台湾との息の長い交流を図るため、高校生による文化交流や修学旅行を通じた交流についての御質問、西田議員から、四国遍路の世界遺産登録に向けて、四国遍路ゆかりの空海の修行場所など地域に根差した歴史的価値を高めるための学術的研究についての御質問がございました。また、木村議員からは、学校給食に関しまして、「えひめの食材を活用した学校給食週間」の取組状況、本県ブランド産品が記憶に残る学校給食の実現に向けた取組についての御質問、田中議員からは、子どもの貧困に関連いたしまして、就学援助制度の周知、スクールソーシャルワーカーの増員、育成について、教育問題といたしまして、高校生の校外での政治活動の届出、休日の部活動を含めました教職員の超過勤務についての御質問、玉井議員からは、がん教育、教育分野における

ICT導入、ダンス教育、本県児童生徒の体力・運動能力の向上についての御質問がございまして、いずれも教育長から答弁をしたところでございます。

また、委員会でございますけれども、3月14日に常任委員会が開催されました。内容につきましては、地域人材を活用した土曜教育推進事業、学校・家庭・地域連携推進事業に関する質疑をはじめ、高校生自転車マナー向上対策事業、えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業、主権者教育推進事業、高校生アクティブ・ラーニング推進事業、学力向上5か年計画、図書購入整備事業などの当初予算に関連した質疑、また、教員採用選考試験における加点制度や子どもの貧困対策についての質疑、さらに、総合教育会議の県内市町での開催状況や会議内容の把握などについて質問がございました。以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして御意見・御質問等はございますでしょうか。

(丹下委員) 県議会で、18歳からの政治的活動について質疑がございました。また、高校生の校外での政治活動の届出について、マスコミ等で話題になっておりますけれども、その経緯、また対応状況について教えてください。

(高校教育課長) お時間をいただきまして、お尋ねの政治的活動の届出制の校則化の経緯について御説明させていただきます。

選挙権年齢の引下げに伴いまして、昨年10月に高校生の政治的活動等を認めた文部科学省通知が出されたことを受け、事前に各校の校則を調査した段階で、政治的活動を事実上全面的に禁止しておりました昭和44年の文部省通知の内容が残っている場合がありますことから、昨年12月に開催しました主権者教育推進担当者連絡協議会において、適切に見直すよう各学校に依頼いたしました。実態にそぐわない禁止規定を削除してもらうことが、喫緊の課題であると考えていたわけでございます。その際に、混乱を避け、各校が報告しやすいように、校則を見直した場合に提出する様式を記載例付きで示しました。この連絡協議会は、プレスリリースを行った上で開催しており、様式も含めて全ての配布文書をオープンにしておりましたので、県教育委員会が政治活動への参加を一律に届出制にするような指導は行っておらず、学校長の判断に任せたことについては、参加された方や会の一部始終を御覧いただいた方には理解いただいていると考えておるところでございます。

(丹下委員) 結果的に、全ての県立学校が校則を変更したということですが、そのことをどのように受け止めておられますか。

(高校教育課長) 先ほど申し上げましたが、届出は文部科学省の通知等に基づいたものであり、社会的経験も浅い生徒が、知らないうちに違法な活動や危険を伴う活動等に参加したり、学業や日常生活に支障をきたしたりすることがないようにするとともに、18歳未満の者は選挙運動が

禁止されていることや、立候補者やその支持者から食事を提供された場合には買収として公職選挙法に抵触することなどを、事前にきちんと理解させ、生徒が決して公職選挙法違反に巻き込まれることがないように、リスクから生徒を守るという観点から、届出が必要であると各学校長が判断したと認識しております。届出の内容や方法等については、これから各校で検討されると思いますけれども、その際には、生徒の個人的な政治的信条の是非を問うものにはならないよう、お願いをしております。

今回、結果的に全ての県立学校の足並みがそろった形にはなりましたが、これまで経験のない新しい取組であり、想定外のことがあるかもしれない状況の中で、生徒を預かっている学校長としては、一定の配慮が必要と判断したと考えております。県教育委員会といたしましても、その判断を尊重したいと考えているところです。

(丹下委員) 届出にするとということで生徒が委縮するのではないかなというような報道もございますけれども、そのことに関してはどうでしょうか。

(高校教育課長) 口頭による届出でもよいという対応をする学校もあると聞いております。前述しましたように、あくまで生徒の安全等を確保し、公職選挙法違反に巻き込まれるリスクを避けることを目的として、各学校長は届出制を選択したと認識しております。

そもそも、現実の政治事象というものは内容は複雑で、意見・信念・利害の対立する状況から発生するものであります。複数の対立する意見を理解し、自分の意見を客観的に検討し、吟味する過程が極めて重要であると考えます。高校生が様々な情報を収集する過程で、ある集会に参加したからといって、特定の政党や特定の意見に与しているとは限らないと考えております。

先ほど説明のありました2月議会の教育長答弁でもございましたように、本課といたしましては、今回の選挙年齢の引下げは、高校生がしっかりと政治に向き合うためのチャンスと捉えております。政治的中立の確保に配慮した慎重な教育活動が必要なのは言うまでもありませんが、現在の高校生は旧来の世代とは明らかに異なっている感性を持っております。その若い世代の可能性に期待し、生徒の政治的活動を決して委縮させることなく、国家・社会の形成に主体的に参画することのできる生徒の育成に学校現場と一体となって努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続き御指導のほどよろしくお願ひしたいと考えているところです。

(脇委員) 18歳で選挙権ができた以上、選挙の活動も自由であるべきだとは思いますが、同時に、自由には責任が伴うということも18歳以上の生徒さんには是非理解してもらえるように、学校の方からまた配慮をお願いします。

(高校教育課長) 既に、地歴公民の授業、あるいはホームルーム活動、

様々な場面で主権者教育が各校で始まっております。学校教育のあらゆる場面、教育活動において、只今、委員がおっしゃったようなことに留意しつつ、学校と一緒に教育活動を進めてまいりたいと思っております。

(攝津委員) 子どもを持つ親として、初めての選挙制度ということで、不安でいっぱいでございます。学校でもしっかりと教育していただきまして、子どもたちが知らず知らずの間に、そういう公職選挙法違反に巻き込まれないように注意して御指導いただきたいと思っております。

(高校教育課長) 先ほども申しましたように、各学校長が万が一のことを考えて、生徒のためを思ってこのような判断をしたと認識しております。生徒には、自由にいろんなことを考えて、立派な自立した社会人として育ててもらいたいという思いでいっぱいですので、伸び伸び活動できるような体制を各学校と作ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(教育長) 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

○愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について

(教育長) それでは、次に愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について、事務局から報告をお願いいたします。

(義務教育課長) 平成28年2月15日(月)に資質向上審査委員会が開催されましたので、その結果を報告いたします。

まず、平成27年度の研修対象者はいませんでした。本来なら県立学校教諭1名が研修する予定でしたが、現在、病気療養中のため研修を中断しております。平成28年度も、1年間病気治療のため休職することとなります。

次に、今年度新たに申請のありました平成28年度研修対象者2名につきましては、総合教育センターでの校外研修と判断されました。

県教育委員会では、審査委員会での審査結果を基に、新たに2名の教員を指導力不足等教員として認定し、研修を進めることといたしております。

なお、平成16年度から実施している指導力不足等教員の認定総数は、平成27年度末で小学校21名、中学校7名、県立学校10名の計38名となっております。

以上、指導力不足等教員の認定等に係る審査結果及び認定状況について、御報告させていただきました。

(教育長) ただいまの報告につきまして、何か御意見・御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了いたします。

続きまして、議案審議に移りたいと思っております。

(4) 議 事

議案審議

○議案第8号 平成28年度愛媛県教育基本方針・重点施策について

(教育長) まず、議案第8号平成28年度愛媛県教育基本方針・重点施策について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長) それでは、議案第8号平成28年度愛媛県教育基本方針及び重点施策(案)について御説明をいたします。

まず、教育基本方針でございます。平成27年度におきまして、教育基本方針の検討に当たりましては、教育振興に関する大綱の策定及び県長期計画第2期アクションプログラムの内容を踏まえまして策定したところでございます。その後、大きな情勢の変化もございませんことから、平成28年度の教育基本方針につきましては、27年度をベースとしたいと考えております。

主な変更点といたしましては、6の「特別支援教育の充実」を御覧ください。特別支援学校の校舎等の耐震化が平成27年度未完了見込みであることを踏まえるとともに、本年4月の障害者差別解消法及び愛媛県障害者差別解消条例の施行に合わせまして、県では、法令の名称や用語を用いる場合等を除きまして、障害の「害」という漢字をひらがなで表記することとしております。教育委員会においても、障害の「害」の字をひらがな表記して整理することといたしました。

また、8の「学び合い支え合う生涯学習社会づくり」におきましては、今回御提案をしております第4次の愛媛県生涯学習推進計画の記述内容と合わせまして文言等の修正を行っておるところでございます。

次に、重点施策でございます。教育委員会事務局の行います来年度の重要事業を関連する項目ごとにまとめまして、基本方針と一体化して整理することとしております。

1の「社会総がかりで取り組む教育の推進」では、地域住民等の参画によります教育支援活動をはじめ、高校生による地域活性化や地域交流活動の推進、県立高校で修学している生徒のいる世帯への就学支援金や低所得世帯への奨学給付金の支給等について取り組むこととしております。

2の「安全・安心な教育環境の整備」では、県立学校校舎等の耐震化や、先進的・実践的な防災教育の研究及びその成果の普及と活用、県立学校教職員の防災士資格の取得の取組、市町が主体となり地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制づくりの充実、高校の自転車通学生の交通安全教育の強化などについて取り組むこととしております。

3の「確かな学力を育てる教育の推進」では、学力向上システムの構築や、アクティブ・ラーニングの推進、工業科設置校におきまして地域産業を担うことのできる技術者の育成、造船に関する知識や技術、技能を学べる環境の整備、将来の本県の発展を支えるグローバルリーダーや世界的な視野で発想、思考、行動できる次世代のリーダーとなり得る人材

の育成などについて取り組むこととしております。

4の「豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進」では、各学校による魅力ある学校づくりのプランの提案と実践、高校生の政治的教養の育成、高校在学中のキャリア教育の充実と高校卒業後1年間の重点的なフォロー等離職率の低減等に向けた取組、将来、国際大会などでの活躍が期待できるスポーツ分野の潜在的な能力を持った人材の発掘と育成などに取り組むこととしております。

次に5の「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」では、学校経営におきます実践的指導力を強化するための研修の実施や、特別支援教育に携わる教職員の資質と指導力・専門性の向上、メンタルヘルス不調の未然防止のためのストレス状態の検査などに取り組むこととしております。

6の「特別支援教育の充実」では、特別支援学校におきます関係機関と連携したキャリア教育の充実や、プロの劇団員の指導によるワークショップと公演を通じた生徒の表現力や自己肯定感の養成、学習面や行動面で困難を示す児童生徒に対する指導方法の改善と早期支援の在り方について実践研究の実施などに取り組むこととしております。

7の「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」では、スクールカウンセラー配置によるいじめや不登校等問題行動の早期発見と未然防止、児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組む活動を推進するフォーラムの開催と高校生のいじめ防止の主体的活動の支援などに取り組むこととしております。

8の「学び合い支え合う生涯学習社会づくり」では、県民の生涯学習の拠点となる施設の運営や、愛媛の文化や産業などを見つめ直し、愛媛らしさを探求する「ふるさと愛媛学」の普及推進などに取り組むこととしております。

次に、9の「文化財の保存活用と美術館の充実整備」では、国や県が指定している文化財の所有者等が行う保存・修理事業等への補助、美術館における企画展等の展示事業の充実、来館者の安全確保のため美術館南館の耐震化などに取り組むこととしております。

以上が、平成28年度教育基本方針と重点施策（案）でございます。議決をいただきました上では、県教育委員会のホームページへの掲載を行いますとともに、市町教育委員会や県立学校等へ通知を行うなどにより周知を行いまして、本県教育行政の充実に努めてまいりたいと考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明について、何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(脇委員) 最初の方に説明があった、「特別支援教育の充実」のところで、障害の「害」という字をひらがなに変えるというのは、非常に大事なことなんじゃないかと思えます。できたらもっと早くこういったことがあ

ればよかったように思います。こういうことを大切にしてもらいたいなと思います。

(丹下委員) 5の「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」というのがありますけれども、いろんな不祥事とかそういったことが最近よくありますけれども、教職員の資質・能力という、そこをしっかりとスポットを当ててやっていただきたいなど。人格の完成を子どもたちに求める上においては、教職員の人格というのはしっかりと持たないといけないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

(関委員) 4「豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進」の中で、高校卒業者の職場定着促進事業、最近短期間で離職をするというケースが多いということで、職業観というか、働くことの意味であるとか、そこら辺をしっかりと教えていただいて、将来の本人の進路というか目的というか、そういうことも自分で考えて、社会に役に立つというか、自分の生計をどうやって立てていくかというようなことを、しっかりと日常のいろんな教育の中で教えていただきたいと思います。あまりしっかりとした意識を持たないで就職をするという結果が離職という形になりますので、そこら辺のことを十分に、しっかりとやっていただきたいなと思いますので、その点よろしくお願いします。

(攝津委員) 4ページの「子どもたちの安全・安心の確保」というところで、自転車なのですが、ブルーで線が引かれた自転車のゾーンがあるのですが、すごく狭いところで、ちょっと無理じゃないかなという所が結構自転車ゾーンになっていて、もう少し安全に子どもたちが通れる自転車ゾーンというのをきちんと整備していただきたいなと思います。

(教育長) 今、道路関係だと土木の方もあると思うのですが、交通安全などの会があるんですかね、警察本部とやりますが、そういう場でもまた協議して行きたいと思います。

(堺委員) 今、ほとんど今年度と一緒にということですがけれども、それぞれの単独の課だけでは推進できないことがたくさんあると思いますので、是非とも横の連携をしっかりとっていただいて、教育委員会だけではなくて、知事部局ともしっかりと連携をとっていただいて進めていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

(教育長) 私も非常にそれを感じておまして、これから知事部局とかいろんなところとですね、連携を結構やっていかないとスムーズに事業が展開しないとしますので、そういった点は皆さんも認識されていると思いますので、知事部局と常に情報交換しながら進めていきたいと思っています。

(堺委員) 縦割行政と言われないように、よろしくお願いします。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、議案第8号平成28年度愛媛県教育基本方針・重点

施策については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第9号 愛媛県生涯学習推進計画（第四次）の策定について
（教育長） 続きまして、議案第9号愛媛県生涯学習推進計画（第四次）の策定について事務局から説明をお願いいたします。

（生涯学習課長） 「愛媛県生涯学習推進計画（第四次）」の策定について、御説明いたします。お手元に、本文と概要版を配付させていただいております。この概要版を中心に御説明させていただきたいと思っております。

概要版をお開きください。この計画は、「第六次愛媛県長期計画」、「愛媛県教育振興に関する大綱」並びに「愛媛県教育基本方針・重点施策」のうち、生涯学習分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や今後の具体的な施策を示すものです。これまで、平成3年を始期に3期にわたり策定しており、現計画の計画期間が平成28年3月で満了することから、これまでの成果や課題を踏まえまして、県民の生涯学習をより一層推進するために、平成28年度から概ね5年間を計画期間として新しく策定するものです。

概要版の最後のページを見ていただきたいのですが、施策体系図のとおり、基本目標につきましては「誰もが主役で輝き続ける“学び舎えひめ”の創造」としておりまして、「主体的に学習活動をひろげる」「学びの仕組みを協働でつくる」「学びの成果をまちづくりにつなぐ」の3つの施策の方向性のもと、18の推進施策を掲げ、具体的な28の推進指標を設定して、今後5年間で取り組むこととしております。

主な特徴としましては、推進指標のNO.12「学校支援ボランティア活動により、学校の教育水準の向上に効果があったと回答した小中学校の割合」など、次世代育成の視点を重視しました推進指標を設定しました。

それから、中間年度（3年目）及び最終年度（5年目）には、県民の生涯学習に関する参加状況や意識等の向上について、アンケートを実施することにより、成果と課題をタイムリーに把握することなどがございます。

計画案の策定に当たりましては、社会教育委員会議で審議を重ね、平成27年12月16日から28年1月15日までの間、パブリック・コメントを実施いたしました。その後、最後に教育委員の皆様から御意見をいただき、修正しました計画案となっております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

（教育長） ただいまの説明につきまして、何か御意見・御質問等ございますでしょうか。

（協委員） 田舎の方で住んでおると、生涯学習というとどうしても公民館活動と切っても切り離せないものがあると思って、こういったことを進めていくには公民館活動の活性化等が必要になってくると思うので、また公民館との連携も強めていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(生涯学習課長) 生涯学習で、悠々大学とって、県下で開催する講座を登録していただいて、いろんな所でどんな講座をやっているかというのが生涯学習課のホームページから検索していただけることになっています。この計画の策定の時にも、情報の提供ということをして社会教育委員さんも非常に気にされて、やはり情報発信もまめにするよというよな御指摘も受けておりますので、計画の広報も含めて、いろんな生涯学習関係の情報発信に努めていきたいと考えております。

(丹下委員) 私の地元の公民館、ホームページがあるのかなと思って、昨日初めてホームページを開いてみたら、市の中にありまして、いろいろ活動されているなという印象を持ちました。ただし、我々の方へ、地域に老人が多いですから、当然インターネットなどはやれないでしょうし、私みたいにあるのかなと思って開いてみたらあったという状況ですから、情報提供のあり方なども含めて、十分広めていただきたいと思いました。

(生涯学習課長) インターネットを利用していこうとするのは、費用的には非常に安くできるというか、公民館の活動なども生涯学習課のホームページから検索できるようにはなっているんですけども、やはりそれだけではいけないので、紙ベースのチラシとか、そういうようなことも活用しながら広く広報に努めていきたいと思ます。

(関委員) 今言われたように、インターネットは非常に手軽なのですが、柔らかい話はすぐ広まりますけど、堅い話はなかなか広がらないと、これは非常に弊害があるので、今言われたように、PRというか、周知という意味ではしっかりといろいろな方策を使ってやってほしいと思ます。

それからもう一つ、ふるさと学というか、これから将来を見越した取組はしっかりと、ふるさとのことを知っているか知っていないか、こちらに住んでいればまだいいんですけど、出て行ったときに、あなたの町なりふるさとと言った時にはさっと答えられるよな、そういう知識というか素養というか、そういうものはしっかりと身につけてほしいなと。ふるさとの良さというのをしっかりと持って活躍をするということが、いろんな所に行くと、そういうことを非常に感じますし、逆に相対するとき、あなたのふるさとはどういところとぱって言ってくれると非常に分かりやすいし、その人がいかにふるさとをよく知っているか、思っているかということが分かりますので、そういう意味では、私はそういう点に是非力を入れてほしいと思ますので、よろしくお願します。

(生涯学習課長) ふるさと愛媛学で出前講座を、高等学校の授業の時間をいただいて講座をさせてもらったりしているんですけども、28年度からは小中学校にも対象を広げてふるさと愛媛学の講座をさせていただくよに考えております。できる範囲で精いっぱいやっていきたいと考

えております。それと、ふるさと愛媛学の研究の成果を冊子にしたものがあるんですが、27年度は新居浜市と砥部町に調査が入っておりまして、実は今朝、報告書の冊子ができてきたところなんです。この中身につきましては、ホームページでも見られるようにしています。冊子とインターネットの利用で少しでも見ていただけるように工夫していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(攝津委員) 何回も言うようですが、少子高齢化になりまして、だんだん統廃合も進んできてまして、南予は厳しい状況なんですけど、地域に小学校、中学校がなくなっていくということは、公民館の役割がそれ以上に大きくなるということだと私も思っています。私も4月から公民館デビューするんですけども、というのも公民館の役員の成り手がやっぱりなくて、私も子どもがもう高校を今年卒業することを皆さん周知していただいて、是非入ってくれということで今年4月からお手伝いさせていただくんですが、そういういろんな立場の人が公民館に集って、公民館のいろんなことをしていただくことで子どもたちとお年寄りの懸け橋となることもできますので、是非公民館活動をもっと活発にさせていただきまして、ただ、公民館同士の交流っていうのも横のつながりも繋げていただきたいと思います。

(堺委員) 施策の方向性のところにも書いてありますが、学びの成果をまちづくりにつなぐというのは、一番のポイントじゃないかなと思うんです。まちづくりが、今、いろんな地域でまちづくりが行われていますけども、県がいくら声を高らかにして言ってもなかなか動いてくれません。これは市町の問題だと思うんですね。ですから、公民館だけではなくて市や町にもしっかりと、もっとしっかりと、口が酸っぱくなるくらい伝えているんじゃないかと思えますし、それから公民館も県公連のみならず、他の社会教育関係団体ですよ、にもしっかりと伝えてまちづくりを実際にやっている、担っている人たちにもこの重要性っていうのをしっかりと広報していただきたいなと思います。県だけの方でやってもどうしても上滑りの活動になってしまうのではないかと思います。草の根的な活動っていうのもすごく大事だと思います。是非とも、広く、広く、広く周知していただきたいと思えます。

(教育長) よろしいですかね。全員異議ございませんので、議案第9号愛媛県生涯学習推進計画(第四次)の策定については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第10号 平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

(教育長) 続きまして、議案第10号平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 県立高等学校の入学者の選抜、県立特別支援学校高等部の入学者の選抜及び県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については、例年、実施年度の5月に定めることとしておりましたが、各中学校における次年度の行事予定立案業務に配慮し、時期を早め、前年度の3月に定めることといたしました。

お手元の議案及び資料に沿って、御説明いたします。

議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「(1)学力検査の検査教科及び出題範囲」について説明いたします。

まず、検査教科は、例年どおり、全日制課程では、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科、定時制課程では、国語1教科と、社会、数学、理科及び英語から入学志願者が選択する2教科の、合わせて3教科としております。

次に、出題範囲については、中学校学習指導要領に示されている内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「1の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

また、「(3)通信制の課程及び専攻科」については、実施校が限られておりますことから、教育長が別に定めることとしております。

次に、議案の「2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜」について説明いたします。

まず、学力検査の検査教科については、各県立特別支援学校の実態に応じて各学校において決定することとしております。

次に、出題範囲についてですが、本科については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている中学部の内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

専攻科については、特別支援学校高等部学習指導要領に示されている内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「2の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

最後に、議案の「3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜」についてであります。が、「(1)イの出題範囲」については、高等学校と同様であります。「(1)アの検査教科」「(2)の学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、教育長が別に定めることとしております。

以上、御審議の程よろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。全員異議ございませんので、議案第10号平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日

については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第11号 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(教育長) 続きまして議案第11号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長) それでは議案第11号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

この規則は、平成28年度より文化財専門監を設置するために教育委員会事務局の組織を改めるため、改正するものでございます。

改正内容といたしましては、文化財の保存や活用を推進するとともに、四国遍路の世界遺産化に向けた関係機関との連絡調整を円滑に実施するため、文化財保護課に課長級の職でございます文化財専門監を設置することとしております。

なお、施行期日は、公布の日の平成28年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第11号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましては原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第12号 愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則について

(教育長) 続きまして議案第12号愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則についてご説明いたします。

この規則は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、勤務成績評定を人事評価に変更し、及び退職管理の適正を確保するための措置を講ずるため、関係する規則の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、まず、人事評価関係です。

地方公務員法の改正により、能力本位の任用制度の確立を目的として、人事評価制度が導入されることとなりました。

これまでの勤務評定については、国において、評価項目が不明瞭であり、また、必ずしも人事管理に十分活用されていないといった問題が指摘されておりました。

そこで、これに代えて新たに「人事評価」の制度を設け、法律上、職員を「能力」と「業績」の両面から評価し、これを任用や給与等の人事管理の基礎とすることが明示されたものです。

これを受けて、愛媛県教育委員会事務委任規則、愛媛県県立学校管理規則、愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則について、勤務評定を人事評価に改めるものです。

なお、改正法附則により、前回の勤務評定から1年の間は従前の勤務評定の例によることができることとされておりますことから、本規則にも同様の規定を設けることとしております。

次に、退職管理関係です。

地方公務員法の改正により、営利企業等に再就職した元職員が離職前の職務に関して現職職員に働きかけることが禁止されることとなりました。これにより、教育委員会は任命権者として、地方公務員法第58条の2第1項に基づく退職管理の状況に係る知事への報告、同法第38条の4に基づく職員の違反行為に係る調査等を行うこととなります。

また、2月議会で成立した「職員の退職管理に関する条例」により、管理又は監督の地位にある職についていた職員は再就職情報を任命権者に届け出ることとされました。該当する職は、副教育長、指導部長、本庁課長・室長、博物館・美術館等の施設長、県立学校の校長等でありませぬ。

これを受け、愛媛県教育委員会事務局組織規則に規定する教育総務課及び高校教育課の事務に、退職管理に関することを付け加えることとしたものです。

施行期日は、平成28年4月1日としております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

(堺委員) よくわからないところがたくさんあるんですけど、勤務評定の内容が曖昧であるという説明がありましたよね。それを人事評価に変えたときには、評価項目なんかはもっと具体的になるのですか。

(高校教育課長) 国の説明によると、「勤務評定制度」の問題点として「評価項目が不明瞭であり、あらかじめ明示されていない。」「上司から一方的に評価されるのみで、評価結果は部下に知らされていない。」「人事管理に十分活用されていない。」などが指摘されていたため、「人事評価制度」を導入することとし、「評価の観点として『能力評価』と『業績評価』の両面から評価して人事管理の基礎とすることを想定し、「評価基準の明示や評価結果の開示などの仕組みを想定する。」とのことでございます。

(堺委員) 愛媛県もまたそうするということですか。

(高校教育課長) 今のところ未定ではありますが、知事部局と足並みをそろえて勤務評定の制度を人事評価の制度に変えていきたいと思ひます。

(関委員) もう一つ退職管理に関しての説明の中でよく分からないとこ

ろがあったのですが、従前はどうしていたのですか、従前からではないのですか。

(高校教育課長) これまでは、元職員の現職職員への働きかけや再就職状況の届出については、特に法律や条例等で規定はされておられませんでしたが、知事部局からの要請により、事務局の課長級以上の職員についてのみ、任意で再就職状況を報告いただいております。

一般の地方公務員法の改正や関係する条例及び人事委員会規則の制定により、元職員による働きかけが禁止されることになったほか、事務局の課長級以上の職員に加えて、県立学校の校長についても再就職状況の届出が義務化されたところです。

(堺委員) 営利企業だけですか。

(高校教育課長) 営利企業のほか、報酬を得る場合は営利企業でない団体も対象となります。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第12号愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第13号 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第13号学校教育法施行細則等の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則について御説明いたします。

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律により、平成28年4月1日から、現行の小・中学校に加え、新たな学校の種類として、「義務教育学校」の制度が設けられることに伴い、義務教育学校に係る規定を追加する等、必要な規定整備を行うものでございます。

改正内容についてですが、

まず、学校教育法施行細則につきましては、義務教育学校に係る学級編制の届出等の手続きを定めるとともに、様式を整えることとしております。

愛媛県県立学校管理規則につきましては、中等教育学校の入学資格に義務教育学校の前期課程の修了者を加えるほか、愛媛県教育職員の免許に関する規則及び愛媛県奨学資金貸与条例施行規則につきましても、それぞれ、規定の適用対象に義務教育学校を加えることとしております。

また、愛媛県教育委員会事務局組織規則に規定する義務教育課の所掌事務に、義務教育学校に係る事務を加えるほか、愛媛県美術館管理規則で定める美術館の利用料金の減免対象及び料金区分について、義務教育学校の児童及び生徒を加えることとしております。

なお、施行期日は、平成28年4月1日としております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(堺委員) 歴博とか科博は。

(生涯学習課長) この規程については前々回の定例会で承認していただいております。

(文化財保護課長) 両博物館は指定管理制度を導入しておりますので条例で、美術館は指定管理ではないものですから規則で定めています。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第13号学校教育法施行細則等の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定いたしました。
○議案第14号 愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

(教育長) 議案第14号愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について事務局から説明をお願いいたします。

(教職員厚生室長) 愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について御説明させていただきます。

改正内容についてでございますが、平成27年12月1日から、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施が義務付けられたことに伴い同検査の実施に係る規定を追加するため、及び一般定期健康診断の検査項目を変更するために必要な改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日としております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第14号愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第15号 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令について

(教育長) 続きまして議案第15号愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令について事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。

この訓令は、先ほどの「学校教育法施行細則等の一部を改正する規則」と同様、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

改正内容についてですが、教育事務所の総務課、教職員課及び教育指導課の所掌事務に、それぞれ義務教育学校に係る事務を加えるほか、所長の専決事項に係る規定についても、義務教育学校を対象とするよう整備を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日としております。

概要は、以上のおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第15号愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第16号 愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除について

(教育長) 議案第16号愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除について事務局から説明をお願いいたします。

(文化財保護課長) 愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除について御説明をいたします。

まず「短刀(銘 井上真改)」については、所有者が東京の方に売却して県外へ出たことが分かりましたので指定を解除するものでございます。今治市上浦町の「おおむらさき」につきましては、ほとんどの大枝が枯死しておりまして、指定の要件には当たらないということでございまして指定解除ということでございます。

これらの指定解除については、愛媛県文化財保護審議会委員が現地調査等を行いまして、去る2月16日に開催されました同審議会に諮問し、指定解除が適当である旨の答申があったものでございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(脇委員) 短刀の方の説明をもう一度お願いします。

(文化財保護課長) 短刀につきましては県指定でございますので県内にあるものを指定するというところでございますので、県外に出たということが確認されましたので県の指定は解除されるということでございます。

(脇委員) わかりました。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第16号愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第17号 愛媛県教職員選賞規程の一部改正について

○議案第18号 愛媛県教職員報賞規程の一部改正について

(教育長) 議案第17号愛媛県教職員選賞規程の一部改正について及び議案第18号愛媛県教職員報賞規程の一部改正について事務局から2件続けて説明願います。

(義務教育課長) 愛媛県教職員選賞規程の一部改正及び愛媛県教職員報賞規程の一部改正につきましては、改正理由が同じでございますので、まとめて御説明いたします。

この告示は、先ほどの「学校教育法施行細則等の一部を改正する規則」等と同様、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

改正内容についてですが、教育委員会が行う選賞及び報賞の対象に、義務教育学校に勤務する教職員を加えるものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日としております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第17号愛媛県教職員選賞規程の一部改正について及び議案第18号愛媛県教職員報賞規程の一部改正については原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第19号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

(教育長) 議案第19号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 議案第19号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について御説明をいたします。

この要綱は、教育委員会又は教育委員会の委任を受けた職員が許認可等の事務を処理する際の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準を定めているものでございまして、これは、行政手続法及び愛媛県行政手続条例の規定により定めることとされております。

今回の要綱改正でございますが、愛媛県個人情報保護条例、愛媛県立図書館管理規則が改正されたことに伴いまして、要綱に条ずれが生じたことから、要綱において許認可等の審査基準として定める関係通知が改

正されたことに対応いたしまして、関係規定の整備をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

内容については特段の変更はございません。御審議のほど、よろしくお願ひします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。では、お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第19号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱については原案のとおり可決決定いたしました。

(教育長) それでは議案審議を中断いたしまして、専決処分の承認に移ります。

専決処分の承認

○条例案に対する意見について

(教育長) 条例案に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。

(文化財保護課長) 愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例に関して、これにつきましては2月の定例会に協議させていただきまして承認をいただいているところなのですけれども、その時に御説明をいたしましたとおり、県の教育委員会の権限を市町の教育委員会に降ろすということになりますので、議会の方から教育委員会の方に異議がないかということをお求められるというシステムになっておりまして、それについて教育長の専決規則に基づいて専決処分をしたということでございますので、御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 平成28年3月9日に死亡しました愛媛県立伊予高等学校教諭宮田千恵の報賞について、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので同規則第4条の規定によりここに御報告します。

なお、宮田教諭は勤続32年でありまして満30年以上勤続し、勤務成績良好なものという要件に該当いたします。

御承認の程をお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

(教育長) 議案第20号を上程する。

○議案第20号 愛媛県教科用図書選定審議会調査員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の規定により、委員15名を任命する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会 (午後4時10分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。